

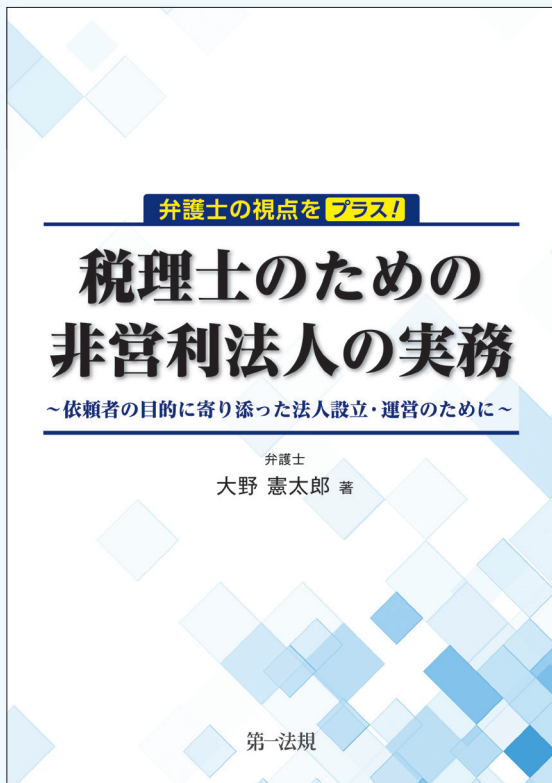
# 税理士のための 非営利法人の実務

～依頼者の目的に寄り添った法人設立・運営のために～

弁護士 大野憲太郎 著

A5判/260ページ

定価 3,960円(本体:3,600円+税10%)



- 各種非営利法人の設立根拠法と税法との相互関係について、実務経験豊富な弁護士がわかりやすく整理・解説!
- 税務と法務が密接に関わる非営利法人制度の全体像をつかめる!

## 目次

### 第1章 非営利法人を考えるための基本概念

- 1 社団法人/財団法人  
(1) 社団法人と財団法人との区別  
(2) 形式と実体との乖離
- 2 営利法人/非営利法人  
(1) 非営利法人に対する誤解  
(2) 営利法人と非営利法人との区別—構成員に対する法人の財産の分配の禁止  
(3) 非営利性を補完するルール  
(4) 非営利法人各論
- 3 事業区分  
(1) 事業区分の必要性  
(2) 公益性  
(3) 非営利法人各論  
(4) 法人税法における「収益事業」

### 第2章 法令に使われる非営利法人関係の用語

- 1 「公益」を冠する法人  
(1) 公益法人  
(2) 公益法人等(法人税法2条6号)  
(3) 公益法人等(租税特別措置法40条1項後段)  
(4) 公益認定法5条17号に規定する者  
(5) 特定公益増進法人  
(6) 公益的法人・公益的法人等  
(7) 公共法人等
- 2 非営利型法人  
(1) 概要  
(2) 非営利徹底型  
(3) 共益型

### 第3章 非営利法人のガバナンスの基礎

- 1 非営利法人におけるガバナンス  
(1) ガバナンスとは何か  
(2) コーポレート・ガバナンス  
(3) 営利法人と非営利法人との違い
- 2 非営利法人の機関構成の基礎  
(1) 社団法人と財団法人との比較  
(2) 社団法人の基本的な機関構成  
(3) 財団法人の基本的な機関構成
- 3 3分の1ルール  
(1) 概要  
(2) 同じグループと判定される範囲
- 4 監事及び評議員における理事との人的関係に関するルール  
(1) 概要  
(2) 兼任禁止  
(3) 関係者禁止ルール

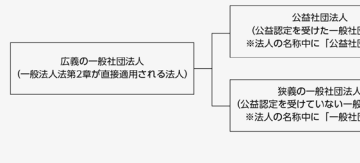
(4) 非営利法人各論

以下では、各種非営利法人ごとに、非営利法人の基準及び非営利性を補完するルールがあげられるのか検討する。

① 一般社団法人及び公益社団法人

(a) 概要  
 一般社団法人は、事業内容に制限がなく、一般法人法に定める一定の要件を充足すれば自動的に法人格が認められる準則主義が採用されており、社団法人型の非営利法人の基本形といえる。一般社団法人のうち、内閣総理大臣又は都道府県知事から公益認定を受けたものを公益社団法人という(公益認定法2条1号)。すなわち、公益社団法人も一般社団法人の一種である。そのため、「一般社団法人」という用語は、公益社団法人も含めた広義で使われる場合と、公益社団法人でない一般社団法人のみを指す狭義で使われる場合がある。なお、公益認定を受けていない一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければならない(一般法人法5条1項、公益認定法9条6項)、公益認定を受けた一般社団法人は、その名称中に「公益社団法人」という文字を用いなければならないことから(公益認定法9条3項)、法人の名称に「一般社団法人」という文字が用いられている法人は、公益認定を受けていない一般社団法人(狭義の一般社団法人)である。

【図1：一般社団法人の分類】



36

公益認定を受けていない一般社団法人は、さらに2つの観点で細分することができる。まず第1に、非営利型法人とそうでない法人との区別である。第2に、移行法人とそうでない法人との区別である。なお、非営利型法人も移行法人も、一般社団法人及び一般財団法人のいずれをも含む用語であるが、ここでは一般社団法人のみを対象として記載する。  
 非営利型法人とは、法人税法2条9号の2に定義されている。公益認定を受けていない一般社団法人のうち、非営利型法人に該当しないものは、すべての所得に対して法人税が課されるが、非営利型法人に該当すれば、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税を課される(法人税法4条1項)。非営利型法人に該当するための要件については、法人税法施行令3条に規定されている。非営利型法人とは、非営利徹底型と呼ばれるものと、共益型と呼ばれるものがあり、要件が異なっている。それぞれの要件の詳細は後記第2章で詳述するが、非営利型法人に該当するための要件として、残余財産の帰属先の限定に関するルールが課されている。

移行法人とは、平成20年12月1日に公益法人関連3法が施行され、整備法により民法が改正される前の民法(平成18年改正前民法)に基づいて設立された社団法人のうち、一般社団法人に移行し、移行の際に作成した公益目的支出計画の実施が完了していないものである。平成18年改正前民法に基づいて設立された社団法人は、移行時においては「公益に関する社団」(平成18年改正前民法34条)であったことから、移行時に保有している財産は、当該法人が目的とする公益のために使われるべきものであるところ、本来公益のために使われるべき財産が私益のために費消されることを防止するため<sup>1)</sup>、

第1章 非営利法人を考えるための基本概念

場合には、公益目的財産残額に相当する額の財産を国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益認定法5条17号イからトに掲げる法人(学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人等。詳細は後記第2章■4参照)に帰属させなければならない旨の規定が設けられている(整備法130条)。

表9のうち、①又は②に該当する一般社団法人は、非営利型法人の規律が適用される。また、①及び③に該当する一般社団法人は、移行法人の規律が適用される。すなわち、①に該当する一般社団法人は、非営利型法人の規律も、移行法人の規律も、いずれも適用される。

【表9：狭義の一般社団法人の分類】

	非営利型法人である一般社団法人	非営利型法人でない一般社団法人
移行法人である一般社団法人	①	③
移行法人でない一般社団法人	②	④

b) 非営利性に関するルールの適用状況

広義の一般社団法人における非営利性に関するルールの適用状況は、表10とおりである。  
 一般社団法人の構成員である社員は、剰余金分配請求権、残余財産分配請求権、持分の払戻しを受ける権利のいずれも有しない。一般法人法11条2項、「社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定は、その効力を有しない」と規定しており、また、一般社団法人の社員、法人財産に対する持分を持たないため、持分の払戻しを受ける権利も認められない。  
 資金拠出者に対する規制としては、基金制度に関し、基金の返還に関する権には、利息を付すことができないこととされている(一般法人法143条)。特別の利益供与の禁止については、非営利型法人及び公益社団法人に適用される。非営利型法人のうち、非営利徹底型の非営利型法人については、その要件の一つに、他の要件のすべてに該当していた期間において、「剰余金

38

一般社団法人  
 一般財団法人  
 公益社団法人  
 公益財団法人  
 NPO法人  
 医療法人  
 学校法人  
 社会福祉法人  
 更生保護法人  
 宗教法人まで対応!

■ 営利法人/非営利法人

【表10：広義の一般社団法人における非営利性に関するルールの適用】

	非営利型法人		移行法人	公益社団法人
	非営利徹底型	共益型		
剰余金分配請求権	定款に規定しても無効(一般法人法11条2項)			
残余財産分配請求権	定款に規定しても無効(一般法人法11条2項)			
持分の払戻しを受ける権利	法人の財産に対する持分なし			
資金拠出者に対する規制	基金の返還に関する債権は利息なし(一般法人法143条)			
特別の利益供与の禁止	×	法人税法施行令3条1項3号	×	公益認定法5条3号・4号
残余財産の帰属先の限定	×	国・地方公共団体・公益法人・公益認定法5条17号イからトに掲げる法人(法人税法施行令3条1項2号)	特定の個人又は団体 国・地方公共団体・地方共益法人・公益認定法5条17号イからトに掲げる法人(法人税法施行令3条2項5号)	国・地方公共団体・類似の事業を目的とする他の公益法人又は公益認定法5条17号イからトに掲げる法人(公益認定法5条17号・18号)

の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法(合併による資産の移転を含む。)により特定の個人又は団体に特別の利益を与えること」を行うことを決定し、又は行ったことがないことが挙げられている(法人税法施行令3条1項3号)。共益型の非営利型法人については、その要件の一つに、他の要件のすべてに該当していた期間において、「特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法(合併による資産の移転を含む。)により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと」が挙げられている(法人税法施行令3条2項6号)。

公益社団法人においては、公益認定の基準の中に、特別の利益供与の禁止に関するものとして、以下の2点が挙げられている。

39

多種多様な非営利法人について  
 それぞれの設立根拠法と  
 税法との相互関係を  
 実務に詳しい弁護士が解説!  
 依頼者の目的に沿った  
 法人設計・運営形態を  
 考えるための基礎がわかる!

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
弁護士の視点をプラス! 税理士のための非営利法人の実務 〜依頼者の目的に寄り添った法人設計・運営のために〜 [077388]	定価 3,960円 (本体3,600円+税10%)	部

\* 弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
 \* 消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\* 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

* 代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	* 送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	--

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報に関する照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
 〒107-8560  
 東京都港区南青山2-11-17  
 第一法規株式会社  
 ☎ FAX.0120-302-640

書店印